

学校いじめ防止基本方針

小野町立小野小学校

福島県田村郡小野町立小野小学校(以下「本校」という。)は、いじめ防止推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)、いじめの防止等のための基本的な方針(平成29年3月14日文部科学大臣決定。以下「国の基本方針」という。)にのっとり、いじめが、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであると認識し、本校児童の尊厳を保持するため、学校におけるいじめの防止等のための対策に関し、「学校いじめ防止基本方針」(以下「学校基本方針」という。)を定め、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

1 基本理念

- (1) いじめは、どの児童にも起こりうるものであることを踏まえて、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめの未然防止を図るとともに、いじめ、又はその兆候を早期に発見し、迅速かつ適切に対処する。
- (2) いじめは、児童の尊厳を害するとともに犯罪その他重大な人権侵害となり得る行為を含むものであり、決してはならないものであることをすべての児童が認識し、いじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようその情操と道徳心を培い、規範意識を養う。
- (3) いじめに関する事案への対処においては、いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下に行う。

2 基本方針

(1) いじめの定義

(第2条)「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。<いじめ防止対策推進法>

<具体的ないじめの様態(例)>

- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。
 - 身体や動作について不快な言葉を用いて悪口を言われる。
 - 本人のいやがるあだ名で呼ばれる。

- 存在を否定される。
- ② 仲間はずれ, 集団による無視をされる。
 - 対象の子が来ると, その場からみんながいなくなる。
 - 遊びやチームに入れない。
 - 席を離される。
- ③ ぶつかられたり, たたかれたり, けられたりする。
 - わざとぶつかられたり, 通るときに足をかけられたりする。
 - たたく, なぐる, ける, つねるなどが繰り返される。
 - 遊びと称して, 対象の子が技をかけられる。
- ④ 金品をたかられたり, 隠されたり, 盗まれたり, 壊されたり, 捨てられたりする。
 - 恐喝, たかり, 物を売りつけられる, 「借りる」と称して返さない。
 - 持ち物を盗まれたり, 隠されたり, 落書きされたり, 捨てたりされる。
 - 靴に画鋲やガムを入れられる。
- ⑤ いやなことや恥ずかしいこと, 危険なことをされたり, させられたりする。
 - 使い走りをさせられたり, 万引きやかつあげを強要されたり, 登下校時に荷物を持たされたりする。
 - 笑われるようなこと, 恥ずかしいことを無理やりさせられる。
 - 衣服を脱がされたり, 髪の毛を切ったりされる。
- ⑥ パソコンや携帯電話等で, 誹謗中傷やいやなことをされる。
 - パソコンや携帯電話の掲示板やブログ等に誹謗や中傷の情報を載せられる。
 - いたずらや脅迫のメールが送られる。
 - SNSなどのグループから故意に外される。

(2) いじめの基本認識

- ① いじめは人権侵害であり, いかなる理由があっても許される行為ではない。
- ② いじめはいじめられた児童の立場に立って対応することを基本とする。
- ③ いじめは人間関係のトラブルでもあるため, いじめられた側及びいじめた側の両方の児童, 並びにそれを取り巻く集団等に対し, 適切な指導と支援が必要である。
- ④ いじめは教師の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑤ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑥ いじめは学校, 家庭, 地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし, 一体となって取り組むべき問題である。
- ⑦ いじめはその行為の態様により暴行, 恐喝, 強要等の刑罰法規に抵触することがある。

3 いじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、次の組織を設ける。

① 名称

「いじめ対策委員会」

② 構成員

校長,教頭,教務主任,生徒指導主事,各ブロック担当者,養護教諭,特別支援コーディネーター

※事実や状況に応じて,家庭・地域・関係諸機関と連携する。

③ 組織の役割

- 学校基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成,実行,検証,修正
- いじめの相談,通報の窓口
- いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録,共有
- いじめの疑いに係る情報があつた時の組織的な対応のための連絡,調整
 - ・ 緊急会議の開催,いじめの情報の迅速な共有,関係のある児童への事実関係の聴取,指導や支援の体制,対応方針の決定と保護者との連携など

4 いじめの未然防止のための取り組み

- ① 人間の尊厳という考え方にに基づき,一人一人の子どもをかけがえのない存在として大切にすることを指導の基本とする。
- ② 自己有用感や自己肯定感,自尊感情を育むため,一人一人が活躍し,認められる場のある教育活動を推進する。
- ③ 全ての教師が一時間一時間の授業の充実を図り,子ども一人一人の学力を保障するとともに,学習に対する達成感・成就感を味わわせる。
- ④ 児童の豊かな情操と道徳心を培い,心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ,すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ⑤ 児童一人一人が活躍できる集団づくりを進めるために,居場所づくりや絆づくりをキーワードとして,規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるようにしながら,集団の一員としての自覚や自信の育成を図る。
- ⑥ 全ての教職員は,あらゆる教育活動の場において「いじめは絶対に許さない。」という姿勢をもつ。
- ⑦ 教職員に対し,いじめの防止等のための対策に関する研修を実施するとともに,その他のいじめ防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行う。
- ⑧ 保護者及び地域に対して,学校基本方針および取り組みについての理解を図る。

5 いじめの早期発見のための取り組み

- ① 教育相談体制を整えるとともに、その窓口を児童、保護者に広く周知する。なお、教育相談等で得た児童の個人情報については、その対外的な取扱いについて適切に取り扱う。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○ 日常のいじめ相談(子ども及び保護者)……………全教職員○ SSW, SC, 子育て支援課等からのいじめ情報……………教頭・生徒指導主事○ 地域からのいじめ情報……………教頭・生徒指導主事○ インターネットを通じて行われるいじめ相談……………教頭 |
|---|

- ② 定期的なアンケートや教育相談の実施により、児童理解といじめの早期発見に努める。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○ 子どもを対象としたアンケート調査 年3回(5月, 10月, 2月)○ 子どもを対象とした面談 年3回(5月, 10月, 2月)○ 保護者及び子どもとの教育相談 随時 |
|--|

- ③ 児童に関する情報については、教職員同士の共有化を図るとともに、必要に応じて保護者と連携しながら、その対応にあたる。

6 いじめに対する早期対応

(1) いじめに対する措置の基本的な考え方

- ① いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、特定の教職員が抱え込むことなく、速やかに組織的な対応をする。
- ② いじめられている子ども及びいじめを知らせた子どもの身の安全を最優先に考えるとともに、いじめている側の子どもには、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導にあたる。
- ③ いじめの問題の解決にあたっては、謝罪や責任を問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、子どもの人格の成長に主眼を置いた指導を行うことを大切にする。
- ④ 情報を共有し、教職員全員の共通理解のもと、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応にあたる。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ① いじめを発見したときは、その場でいじめの行為を止めさせ、事実関係を明らかにし、校長に報告する。
- ② いじめの通報を受けたときには、速やかに校長に報告する。
- ③ いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、速やかに「いじめ対策委員会」を開催し、校長以下全ての教員の情報共有と共通理解のもと、役割分担をして問題の解決にあたる。
- ④ いじめの事案について、生徒指導の範疇で対応する事案であるか、警察への通報を要する事案であるかを適切に判断する。いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、いじめを受けた児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある

あるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

- ⑤ いじめられている子どもや保護者の立場に立ち、関係者からの情報収集を綿密に行い、事実確認をする。
- ⑥ 事実の確認により、いじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、心理や福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童又はその保護者に対する支援、及びいじめを行った児童に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行う。
- ⑦ いじめを受けた子どもが学校生活に不安を抱えている場合、複数の教職員で見守りを行うなど、いじめられた子どもの安全を確保する。また、いじめられた子どもが安心して教育を受けるために必要があると認められるときは、保護者と連携を取りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- ⑧ いじめを見ていたり、同調していたりした児童に対しても、自分の問題としてとらえさせ、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。
- ⑨ ネット上の不適切な書き込み等があった場合、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係児童から聞き取り等の調査を行うとともに、児童が被害にあった場合のケア等、必要な措置を講ずる。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。

7 いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

(1) いじめに係る行為が止んでいること

いじめられている子どもに対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3か月継続していること。

(2) いじめられている子どもが心身の苦痛を感じていないこと

いじめを受けた子ども及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

※ 教職員は、3か月が経過するまでは、状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、3か月の期間を設定して状況を注視する。

8 重大事態発生時の対応

(1) 重大事態とは

- ① いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ・ 児童が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合

- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

② いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(2) 重大事態の報告

- ① 重大事態であると思われる案件が発生した場合(疑いを含む)には、町教育委員会に迅速に報告する。
- ② 子どもや保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして対処する。

(3) 重大事態の調査

◆ 学校が調査の主体となる場合

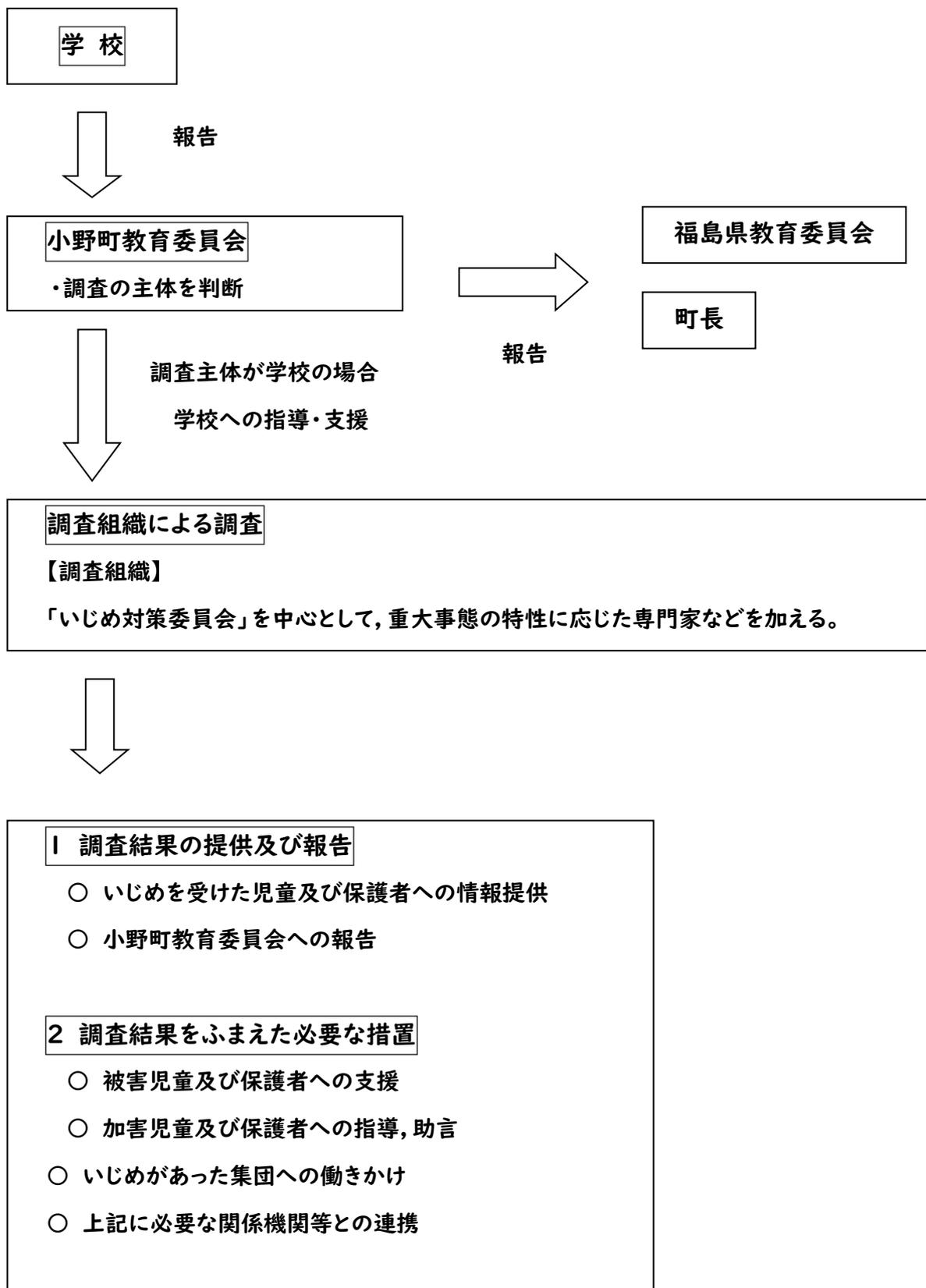
町教育委員会の指導・支援のもと、以下のとおり対応する。

- ① 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、本校の「いじめ対応チーム」が中心となり、全職員体制で速やかに行う。
- ② 調査の際には、重大事態の性質に応じて、適切な専門家を加えるとともに、いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保する。
- ③ 被害児童及び保護者等に対し、調査方針等の説明を行う。
- ④ 調査においては、いじめの事実関係を可能な限り網羅し、明確にする。特に、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ⑤ 調査結果を学校の設置者に報告する。
- ⑥ いじめを受けた子ども及びその保護者に対し、調査によって明らかとなった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により情報提供する。※関係者の個人情報に配慮する。
- ⑦ いじめを受けた子ども及びその保護者の意向を配慮したうえで、保護者説明会等により、適時・適切に全ての保護者に説明するとともに、解決に向けて協力を依頼する。
- ⑧ 「いじめ対策委員会」で再発防止策をまとめ、学校をあげて取り組む。

◆ 町教育委員会が調査の主体となる場合

町教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

重大事態への対応



9 評価と改善

- ① 学校評価の時期に合わせ、いじめ防止の取り組みについての評価を行う。評価方法は、職員、児童、保護者、学校関係者によるアンケートとする。
- ② 評価の結果をふまえ、年度末に次年度の改善案を検討する。

10 年間計画

月	生徒指導計画	実態調査	いじめ防止対策会議	その他
4	生徒指導・特別支援協議会①			自宅訪問
5	生徒指導・特別支援協議会②	いじめ調査① 面談聞き取り	いじめ防止対策会議①	
6		いじめ実態調査報告・共通理解		教育相談
7	生徒指導・特別支援協議会③			1学期評価
8	生徒指導・特別支援協議会④			
9				
10		いじめ調査② 面談聞き取り	いじめ防止対策会議②	
11	生徒指導・特別支援協議会⑤	いじめ実態調査報告・共通理解		教育相談
12	生徒指導・特別支援協議会⑥			2学期評価
1				
2	生徒指導・特別支援協議会⑦ 生徒指導・特別支援協議会⑧	いじめ調査③ 面談聞き取り	いじめ防止対策会議③	年間評価 改善計画
3		いじめ実態調査報告・共通理解		